

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた
『三重県指針』ver. I 4
～県民の皆様へ 命と健康を守るために～

令和3年12月1日

三重県

はじめに

令和3年9月30日に「三重県緊急事態措置」が終了し、その後の感染再拡大を防止するための「三重県リバウンド阻止重点期間」においても、感染者の増加はみられず、10月14日をもって、飲食店への営業時間短縮要請等の厳しい措置を終了させていただきました。その後も、10月18日には210日ぶりに感染者数がゼロとなった後、11月中旬以降はゼロとなる日も増え、11月24日には503日ぶりに病床使用率も0%となるなど感染状況は落ち着きを見せています。

これは、県民の皆様、事業者の皆様が感染防止対策を徹底いただいている結果であり、感謝を申し上げます。

感染状況が落ち着きを見せる中、政府においても、令和3年11月19日に基本的対処方針が変更され、感染リスクを下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常生活の実現を図る方針が示されました。

しかし、ウイルスが無くなったわけではなく、海外ではヨーロッパなど感染が拡大傾向にある地域もあり、最も警戒レベルが高い「懸念される変異株」に位置づけられる新たな変異株「オミクロン株」も現れるなど警戒すべき要因は多く、第6波を起こさない、起きたとしても小さく抑えるため、気を緩めることなく感染防止対策に取り組んでいくことが必要です。

県としても、「みえコロナガード」として、「感染拡大防止アラート等の設定」「検査体制の整備」「ワクチン接種体制の整備」「医療提供体制の整備」を4つの柱にし、第6波に向けた対策を実施しているところです。

このような中、政府の基本的対処方針やワクチン接種の進展、治療薬の開発による重症者、死亡者の減少など感染状況の変化、これまでの感染拡大への対応により得られた知見をふまえ、県民の皆様、事業者の皆様に取り組んでいただきたい感染防止対策についてまとめた「三重県指針」ver.14を策定しました。

県民の皆様におかれましては、マスクの着用、手指消毒など基本的な感染防止対策とともに、「マスク会食」「黙食」の実践など感染リスクの高い場面ではしっかりと感染防止対策をとっていただくなど、日常生活と感染防止対策の両立をお願いいたします。また、多くの方がワクチン接種を行っていただいているところですが、比較的接種率の低い若い世代の方におかれましては、接種機会の積極的な活用をお願いいたします。

事業者の皆様におかれましては、業種別のガイドラインなどによる感染防止対策を徹底いただき、社会経済活動を維持しながらの感染拡大防止にご協力をお願いします。

県としても、第6波への備えを進めてまいりますので、引き続き、県民の皆様、事業者の皆様も一緒に取り組んでいただきますようお願いいたします。

令和3年12月1日
三重県知事 一見 勝之

1. 県民の皆様へ¹

(1) 感染防止対策の基本的な考え方

- 皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためにには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。
- 感染力が強いとされる変異株が次々と確認される中、密閉、密集、密接の重なる「三つの『密』」の場面だけでなく、密閉空間・密集場所・密接場面のいずれか1つでも当てはまる場面は回避するとともに、人ととの一定の距離を確保（2m程度）することが重要です。
- 新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、マスクの着用、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等による消毒などの基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。
- マスク着用にあたっては、すき間がないようしっかりと着用してください。
また、品質の確かなマスクを使用し、できれば不織布マスクの着用をお願いします。
- 夏季における冷房や冬季における暖房の使用時においても、温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気（窓を常時少し開けておく、使用していない部屋の窓を大きく開けるなど）が必要です。
- なお、夏季においては、屋外で気温が高い場合は、人との間隔を2m以上とりマスクを外すなど熱中症に注意をお願いします。

(2) 『新しい生活様式』の定着と感染防止対策の徹底

- 「人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人又は少人数ですいた時間に」などの『新しい生活様式』（参考資料1）を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。
- 県内でも『感染リスクが高まる「5つの場面」』に該当する環境において、感染が広がった事例が多数あります。特に、「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は感染のリスクが高まりますので、飲食店以外の路上や公園などの屋外も含め、特に飛沫感染に注意するなど、感染防止対策を徹底してください。

（参考資料2『感染リスクが高まる「5つの場面」』参照）

- 同居家族以外と飲食をする場合は、食事中であっても会話をする際はマスクを着用する「マスク会食」、食事中は会話をしない「黙食」の実践をお願いします。
- 飲食の際には、「なるべく普段一緒にいる人と行う」、「深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量とする」、「箸やコップは使いまわさない」、「正面や真横は避けて座る」などの工夫をお願いします。

¹ 以下の記述において「特措法第24条第9項に基づく協力要請」は新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請のことと指します。
特段の記載のない事項については、三重県感染症対策条例第11条第1項に基づき協力をお願いするものです。（「2. 県外の皆様へ」を除く）

- 飲食店を利用する際は、店舗の実施する感染防止対策にご協力いただくようお願いします。
- 家庭内で感染が広がると、職場や学校へとさらに感染が広がる可能性があります。家庭内に「持ち込まない」ために外出時は「密」を避け人との距離を確保する、家庭内で「広げない」ために帰宅後にまず手を洗うなど、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、感染防止対策の徹底をお願いします。また、家庭内であっても高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う際は、感染を広げないために、マスクの着用など感染防止対策をお願いします。
- 感染拡大を防ぐために、体調に異変を感じた場合は、出勤や通学を避けるなど外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。
- 新型コロナワクチンは発症を予防する高い効果が認められています。また、重症化予防への効果があるとされていますので、若年層の方においてもこれらの効果を知っていただき、ワクチン接種の機会の積極的な活用をお願いします。
- ワクチンを接種された方についても、新型コロナウイルスに感染する場合があります。発症せずに感染を広げてしまう可能性もあるため、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。
- 多言語のホームページでの情報発信や、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo：みえこ）」においても相談窓口を設置していますので、不安を感じた際は、ご相談ください。

みえ外国人相談サポートセンター（MieCo みえこ）
電話：080-3300-8077 （平日及び日曜日 9:00～17:00）

（3）移動について

- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置²が発出されている都道府県へは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けてください。ただし、2回目のワクチン接種から14日以上経過している場合または検査結果が陰性（PCR検査等の場合は検体採取より3日以内、抗原定性検査の場合は検査日より1日以内）の場合は除きます。
- 上記以外の都道府県への移動については、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよくご確認いただくとともに、感染防止対策の徹底をお願いします。また、ワクチンを未接種の場合は、検査を受けていただくなどの対策についても検討をお願いいたします。
- 県外への帰省を検討されている場合は、混雑しない時期の移動を検討いただくとともに、帰省の2週間前から感染防止対策を徹底し、ワクチン未接種の場合は必要に応じ自主的なPCR等検査などの対策についても検討をお願いします。

² 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域についてはホームページ等でご確認ください。
<https://corona.go.jp/>（内閣官房新型コロナウイルス感染症ホームページ）

○県内での移動の際は、『新しい生活様式』を実践するなど基本的な感染防止対策を徹底するとともに、『感染リスクが高まる「5つの場面」』について特に注意をお願いします。また、施設等を利用する際は、業種別ガイドライン等を遵守した施設等の利用をお願いします。

(4) 「安心みえる LINE³」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）⁴」の活用

○「安心みえる LINE」や「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」は、感染の可能性をいち早く知ることができるなど、感染拡大防止につながることが期待されます。「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールしていただくとともに、訪問した施設等に「安心みえる LINE」のQRコード⁵が掲示されている場合は、そのQRコードを読み込んでください。

(5) 飲食店や観光施設等における感染防止対策にかかる認証制度について

○県民の皆様が安心して飲食店や観光施設等を利用できるよう、感染防止対策に取り組む店舗等を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』⁶」を運用しています。認証店舗について、今後、拡大を図ってまいりますので、積極的な利用をご検討ください。

※認証店舗はホームページに掲載しています。

<https://mieria.kankomie.or.jp/eat/>

2. 県外の皆様へ

(1) 移動について

○緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている都道府県にお住まいの方については、生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。ただし、2回目のワクチン接種から14日以上経過している場合または検査結果が陰性（PCR検査等の場合は検体採取より3日以内、抗原定性検査の場合は検査日より1日以内）の場合は除きます。

○その他の地域にお住まいの方については、本県へ移動の際はお住まいの都道府県の移動に関する方針等にご留意いただき、感染防止対策の徹底、ワクチン未接種の場合は検査を受けるなどの対策の検討にご協力ををお願いします。また、体調が悪い場合は移動を避けていただくようご協力をお願いします。

○本県への帰省を検討されている場合は、混雑しない時期の移動を検討いただくとともに、帰省の2週間前から感染防止対策の徹底や必要に応じ自主的なPCR等検査などの対策についても検討をお願いします。帰省先に高齢者や基礎疾患のある方がいる場合は、家庭内であってもマスクの着用をお願いします。

³ 「安心みえる LINE」は、施設・イベント等において掲示されたQRコードを利用者が読み込んで登録することにより、感染拡大の可能性がある場合に登録者に通知するシステムです。

⁴ 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」は、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができる、国が提供するスマートフォンのアプリです。

⁵ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

⁶ 感染防止対策に取り組む飲食店や観光施設等からの申請を受け、県が基準に基づき現地確認のうえ認証し、ステッカーを交付、認証店や認証施設を公開する制度です。

3. 事業者の皆様へ

(1) 基本的な感染防止対策の徹底

○業種ごとの感染拡大予防ガイドラインや参考資料3（事業所における感染防止対策）等により、感染防止対策の徹底をお願いします。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○特に、飲食店においては、改めて感染拡大予防ガイドラインを遵守いただき、「アクリル板の設置または座席間隔の確保」、「手指消毒の徹底」、「マスク着用の呼びかけ」、「換気の徹底」などの対策を徹底してください。

○集団感染等のリスクが相対的に高い社会福祉施設等、県内や全国でクラスターが発生している施設においては、職員へのワクチン接種の推進を含めて感染防止対策を改めて徹底いただくとともに、特に施設内へ「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策について職員や利用者への注意喚起を行ってください。

また、感染者が発生した場合には、接触者調査や検査に積極的にご協力いただくとともに、調査等への協力について、職員や利用者への周知・徹底をお願いします。

○高等教育機関等において、懇親会や寮生活、部活動、課外活動などでクラスターとなつた事例がみられます。また、若年層においては、感染しても無症状の場合が多いことから、感染を早期に発見することが難しく感染が広がる場合があります。そのため、高等教育機関等においては、『感染リスクが高まる「5つの場面」』について特に注意するなど学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底をお願いします。

また、感染者が発生した場合には、接触者調査や検査に積極的にご協力いただくとともに、調査等への協力について、学生への周知・徹底をお願いします。

○食事や休憩、職場への送迎バス、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面における感染がこれまでに発生していることから、事務所や工場などの感染防止対策に加え、食堂、休憩所、喫煙所などにおいても感染防止対策を徹底してください。勤務時間以外でも、『感染リスクが高まる「5つの場面」』について特に注意するなど感染防止対策について従業員に対し周知・徹底をお願いします。

また、感染者が発生した場合には、接触者調査や検査に積極的にご協力いただくとともに、調査等への協力について、従業員への周知・徹底をお願いします。

○社員寮など共同生活の場において、食堂、風呂、炊事場など共用スペースにおける密の回避、室内の換気の徹底、体調不良の居住者はなるべく別室で休養させるなど、感染防止対策の徹底をお願いします。

○外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれでは、感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語ややさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。

●三重県ホームページ「外国人住民のみなさまへ For foreign residents」
(<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/covid19info-jp.htm>)

- 三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」(<https://mieinfo.com/ja/>)
- 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について
(<https://www.covid19-info.jp/>)
- 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 (<https://corona.go.jp/>)

- 普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。
- クラスターの発生が懸念される職場においては、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、従業員等の毎日の健康状態を把握するための健康観察アプリ等も活用しつつ、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査を積極的に実施してください。
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等により、「密」となる場面を回避し、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ってください。
- 集客施設等においては、「密」な状況とならないよう対策を講じるとともに、感染防止チェックシートを店舗内に掲示したり、ホームページ上に公開したりするなど、感染防止対策を講じていることが利用者に伝わるよう努めてください。
- 式典や研修会等の行事を実施する場合は、人と人との距離を確保するなど基本的な感染防止対策をお願いします。
- 労働局や経済団体においては、県内の事業所に対し、感染防止対策について周知をお願いします。特に言語や生活文化の違いなどにより感染防止対策の情報が届きづらい外国人を雇用する事業所への丁寧な周知をお願いします。また、地方出入国在留管理局等の窓口においても啓発や外国人技能実習機構等を通じた情報発信をお願いします。
- 市町においては、住民への感染防止対策の周知を図る中で、特に情報が届きづらい外国人住民の方々に対し感染防止対策の情報がしっかりと伝わるよう配慮をお願いします。

（2）感染防止対策にかかる認証制度等の活用

- 飲食店や観光施設等において、感染防止対策の取組を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いします。特に、飲食店については、感染拡大時に「まん延防止等重点措置」「緊急事態措置」等を実施する際に、認証店において営業時間短縮の制限緩和を行う場合がありますので積極的な活用をお願いします。

○『あんしん みえリア』の認証を受けた飲食店や、カラオケ店⁷のうち、感染拡大時に「まん延防止等重点措置」「緊急事態措置」等を実施する際に、「ワクチン・検査パッケージ制度」⁸を適用する店舗については利用人数などの制限を緩和する場合がありますので、「ワクチン・検査パッケージ制度」の活用をお願いします⁹。

(3) 「安心みえるLINE」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用

○県内においても、カラオケや飲食店など、不特定多数の方が利用される施設での感染事例がみられます。「安心みえるLINE」は、利用者の特定が難しい場面において有効なシステムですので、不特定多数の方が訪問される施設、店舗や、イベントを実施される場合は「安心みえるLINE」にご登録いただき、店舗、会場等にQRコードの掲示をお願いします。

○従業員、利用者等に対し、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用について周知いただくようお願いします。

4. 偏見や差別の根絶と事実に基づく冷静な対応

○感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながってしまいます。

○県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気をもって情報を公開いただいた感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

○治療にあたっている医療従事者、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外と往来される方、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないよう十分な配慮をお願いします。

○感覚過敏、発達障がい、皮膚や呼吸器の病気など、さまざまな事情によりマスク等の着用が困難な場合もありますので、マスク等を着用していない方への偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

○ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などに接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対行わないでください。

⁷ 飲食を主として業としていないカラオケ設備を提供する店舗

⁸ 店舗等において利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより行動制限を緩和する制度

⁹ 当指針の策定時点（令和3年12月1日）において、制度の適用方法などの詳細は検討中であり、近日中に公表する予定

○SNS等において事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生しています。また、ワクチン接種の進展に伴い、ワクチンに関する科学的根拠に基づかない情報や発信者の不明な情報が広がる事例もみられます。根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はしないようのご協力いただくとともに、科学的根拠に基づいた情報発信をしている公的機関等からの情報¹⁰をご確認ください。

○新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見かけたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。

- 三重県人権センター相談窓口 電話:059-233-5500
9:00～17:00 ※土日、祝日を含む毎日
- 法務省（みんなの人権 110番） 電話:0570-003-110
8:30～17:15 ※平日



たとえウイルスに感染しても、
だれもが地域で笑顔に暮らせる社会に

三重県は、「シトラスリボンプロジェクト」に賛同します。

¹⁰ みえ新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト <https://covid19-vaccine.mie.jp/>
厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html など

5. 感染拡大防止アラートと発動後の対応、モニタリング指標

(1) 感染拡大防止アラートと発動後の対応

- これまで感染拡大の予兆を捉えるシグナルとして活用していた「新規感染者数が2日連続で17人以上」の基準を「感染拡大防止アラート」として今後も活用します。
- また、「感染拡大防止アラート」発動後の具体的な基準と対応方針を次のとおりとし、感染拡大の傾向がみられた際は迅速に対策を実施します。

① 感染拡大防止アラートの発動

【基準】新規感染者数が2日連続17人以上

【実施する措置】感染防止対策の再度の徹底について協力要請、
感染状況に応じた感染防止対策の協力要請 など

② 三重県感染拡大阻止宣言の発出

【基準】一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始める状態であり、次のいずれか1つ以上に該当する場合

- ・直近1週間の人口10万人あたり新規感染者数が8人以上
- ・病床使用率30%以上

【実施する措置】ワクチン未接種や検査で陰性を確認できない場合に
県境を越える移動を避けることを要請、
感染状況に応じた感染防止対策の協力要請 など

③ 三重県緊急警戒宣言の発出

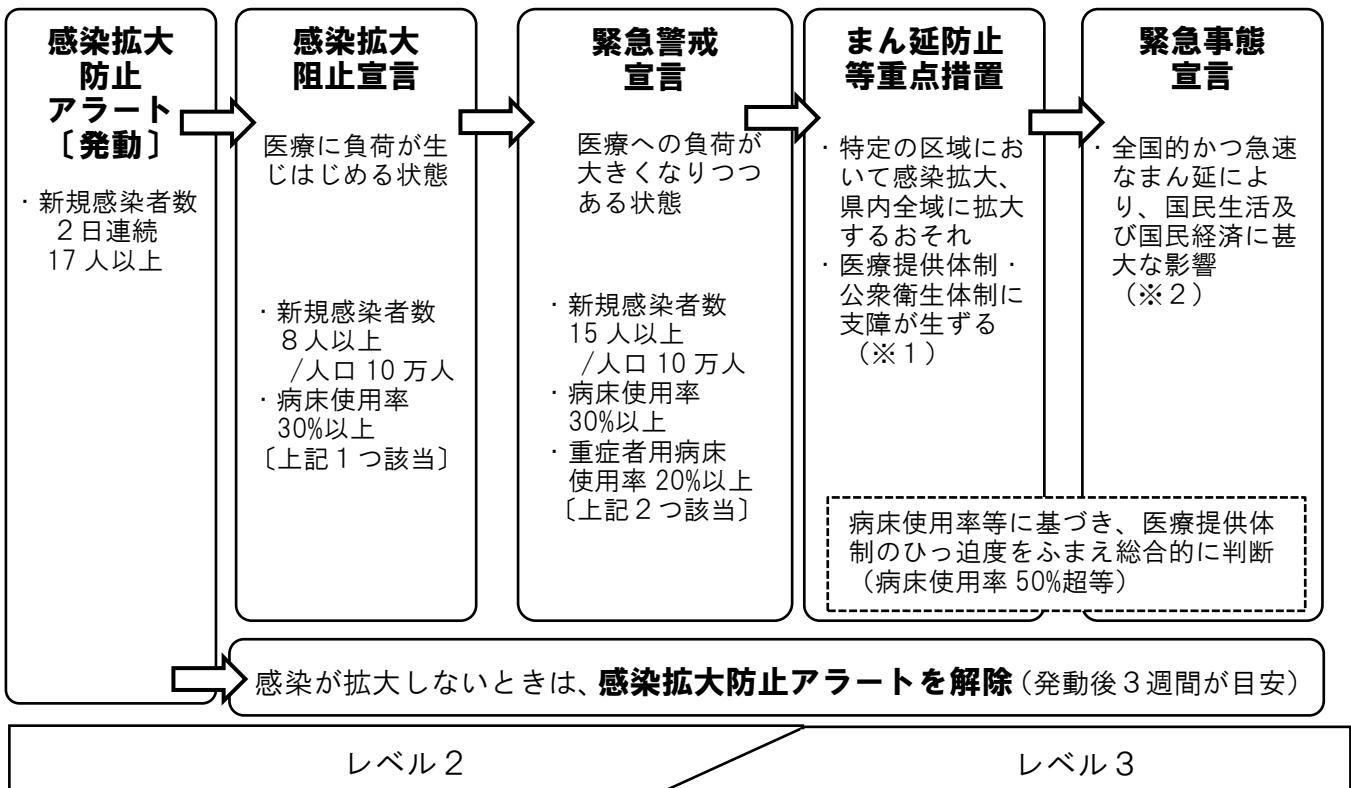
【基準】一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が大きくなりつつある状態であり、次のいずれか2つ以上に該当する場合

- ・直近1週間の人口10万人あたり新規感染者数が15人以上
- ・病床使用率30%以上
- ・重症者用病床使用率20%以上

【実施する措置】飲食店等への営業時間短縮要請、
会食における人数制限、
感染状況に応じた感染防止対策の協力要請 など

※感染拡大防止アラートの解除について

感染拡大防止アラートの発動から約3週間後も感染が抑えられ、感染拡大阻止宣言に移行しない場合は、感染拡大防止アラートを解除します。



政府分科会「新たなレベル分類」(※3)との対応

※1 県内の特定の区域において感染が拡大し、県内全域に感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずると認められる以下のような場合

- ・県がレベル3相当の対策が必要な地域の状況になっている場合
- ・県がレベル2相当の対策が必要な地域の状況になっており、特定の区域において感染が急速に拡大し、県全域に感染が拡大するおそれがある場合
- ・県がレベル2相当の対策が必要な地域の状況となっており、感染が減少傾向であっても、特定の区域において感染水準が高い又は感染が拡大しているなど感染の再拡大を防止する必要性が高い場合

※2 国内での感染拡大及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫の状況（特にレベル3相当の対策が必要な地域の状況等）をふまえ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす場合

（まん延防止等重点措置、緊急事態措置の適用は政府において決定）

※3 政府新型コロナウイルス感染症対策分科会「新たなレベル分類の考え方」

レベル0…感染者ゼロレベル。新規陽性者数ゼロを維持できている状況。

レベル1…維持すべきレベル。安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。

レベル2…警戒を強化すべきレベル。新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで医療が必要な人への適切な対応ができる状況。

レベル3…対策を強化すべきレベル。一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができない、医療が必要な人への適切な対応ができないと判断された状況。

レベル4…避けたいレベル。一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。

【今後の飲食店への営業時間短縮要請等の考え方】

	あんしんみえリア認証店		あんしんみえリア 非認証店
	VTP（※）適用店	VTP非適用店	
下記以外の場合	要請無し		
緊急警戒宣言	①時短要請なし 酒類提供可能 又は ②21時までの時短要請 酒類提供可能 人数上限なし（①、②）	①時短要請なし 酒類提供可能 又は ②21時までの時短要請 酒類提供可能 5人以上の会食回避（①、②）	20時までの時短要請 酒類提供可能 5人以上の会食回避
まん延防止等 重点措置	①時短要請なし 酒類提供可能 又は ②21時までの時短要請 酒類提供可能 人数上限なし（①、②）	①時短要請なし 酒類提供可能 又は ②21時までの時短要請 酒類提供可能 5人以上の会食回避（①、②）	20時までの時短要請 酒類提供禁止 5人以上の会食回避
緊急事態措置	①21時までの時短要請 酒類提供可能 又は ②20時までの時短要請 酒類提供禁止 (酒類提供店は休業) 人数上限なし（①、②）	①21時までの時短要請 酒類提供可能 又は ②20時までの時短要請 酒類提供禁止 (酒類提供店は休業) 5人以上の会食回避（①、②）	20時までの時短要請 酒類提供禁止 (酒類提供店は休業) 5人以上の会食回避

※VTP：ワクチン・検査パッケージ（vaccine test package）

要請内容については、政府基本的対処方針、本県におけるクラスターの発生状況、感染経路などの感染傾向や近隣府県の状況等もふまえ、措置適用時に決定する。

（2）モニタリング指標

○県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかるなどを防ぐため、確保病床使用率、入院率、重症者用病床使用率、療養者数、PCR検査件数、PCR検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明割合、入院患者数等を指標として、モニタリングを行っています。

参考資料1

新しい生活様式 を身に付けて 感染症に強く持続可能な 新しい三重県 へ

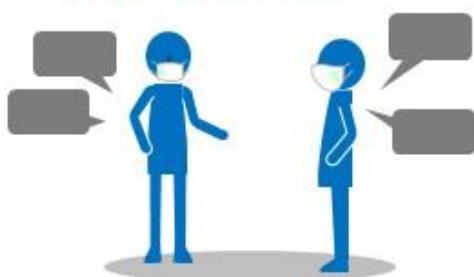
(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- 感染防止の3つの基本 ~身体距離の確保、マスクの着用、手洗い~

- ▢ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)あける



- ▢ 会話をするときは、可能な限り真正面を避ける
- ▢ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は症状がなくてもマスクを着用
ただし夏場は熱中症に注意



- ▢ 家に帰ったらまず手や顔を洗う
できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる
- ▢ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に
(手指消毒薬の使用でもOK)



- ▢ 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い方)と会うときは、体調管理をより厳重に

● 移動に関する感染対策

- ▢ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ▢ 地域の感染情報に注意する



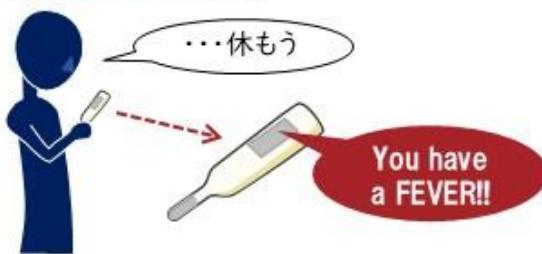
- ▢ 万が一、発症したときのため、誰とどこで会ったかメモする
接触確認アプリの活用も

(2) 日常生活を営む上の 基本的生活様式

- ▢ こまめに手洗い・手指消毒
- ▢ 咳エチケットの徹底 □ 身体的距離の確保
- ▢ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- ▢ 三つの『密』(密集、密接、密閉)の回避
- ▢ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



- ▢ 毎朝体温測定、健康チェック
発熱又は風邪の症状がある場合は
ムリせず自宅で療養



「新しい生活様式」を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

● 買い物

- 通販も利用
- 一人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませる
- サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース



● 娯楽、スポーツ

- 公園は、すいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは十分に人の間隔をもしくは自宅で動画を活用



- 予約制を利用してゆったりと
- 狹い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

● 公共交通機関の利用

- 会話はひかえめに
- 混んでいる時間は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用



● 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも



- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

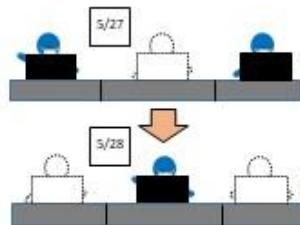
● イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

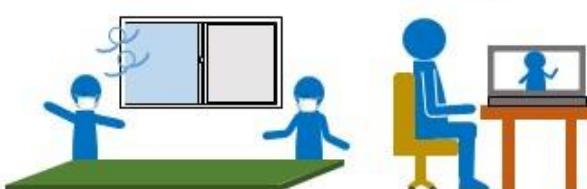


(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務



- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打ち合わせは換気とマスク



参考資料2

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚し、**注意力が低下**。また、聴覚が鈍り**大声**になりやすい。
- 回し飲みや箸などの共用が感染リスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の飲食と比較して、**感染リスクが高まる**。
- 大人数の飲食では、**大声**になり飛沫が飛びやすくなるため**感染リスクが高まる**。



場面③ マスクなしでの会話

- 近距離での**マスクなしの会話**は、**飛沫感染のリスクが高まる**
- 昼カラオケなどで感染事例が報告。
- 車やバスで移動する際の**車中**でも**注意が必要**。



場面④ 狹い空間での共同生活

- 狹い空間での**共同生活**は、**閉鎖空間が長時間共有される**ため、**感染リスクが高まる**。
- 寮の部屋やトイレなどの**共用部分**で感染が疑われる事例が報告。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 休憩時間に入った時など、**居場所が切り替わると、気の緩みや環境変化で感染リスクが高まることも**。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告。



令和2年10月23日「新型コロナウイルス感染症対策分科会提言」を基に作成

参考資料3（事業所における感染防止対策）

適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」 (密閉・密集・密接) の防止	換気を行うこと(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開けること)
	人と人との距離を適切にとること(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、オンライン会議を活用)
	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	長時間の密集を避けること(利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等)
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳工チケット、手洗いの徹底
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳工チケット、手洗いの徹底
	店舗、事務所内の定期的な消毒(複数人が触る箇所の消毒)
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・歩行等による出勤の推進)
	従業員の出勤者数の制限(テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	出張の中止(オンライン会議などを活用)、来訪者数の制限

上記の取組に加え、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成し、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、気温・湿度が高い中でのマスク着用については、熱中症のリスクを考慮し、こまめな水分補給、屋外で人との距離が十分確保できる場合には、マスクをはずすなどの対策も検討いただくようお願いします。

業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）の一例

※これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要。

1. 共通事項

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）する。
- ・感染防止のための入場者の整理を行う。（密にならないように対応。発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場制限を含む。）
- ・入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・マスクを着用する。ただし、気温・湿度が高い中では、熱中症に十分注意する。（従業員及び入場者に対し周知する。）
- ・施設の換気を行う。（2つ以上の窓を同時にあけるなどの対応も考えられる。）
- ・施設の消毒を行う。

（症状のある方の入場制限）

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。
(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することも考えられる。)
- ・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いには十分注意しながら、入場者等の名簿を適切に管理する。

（接触感染対策）

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど、特段の対応を図る。
- ・人と人との対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する。
- ・ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。
- ・こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

（トイレ）

- ・便器内は通常の清掃で良いが、不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ごみの廃棄)

- ・鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・不特定多数が触れる箇所（テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタンなど）は、始業前後等に清拭消毒する。

(その他)

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

2. 遊技施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や集合場所等において人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動において人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGMや機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

3. 商業施設・対人サービス業等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や集合場所等において人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動において人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・マスクを着用していない客と直接接する対人サービス業の従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施する。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGMや機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

4. 劇場、集会・展示施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動において人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

5. 博物館等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動において人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

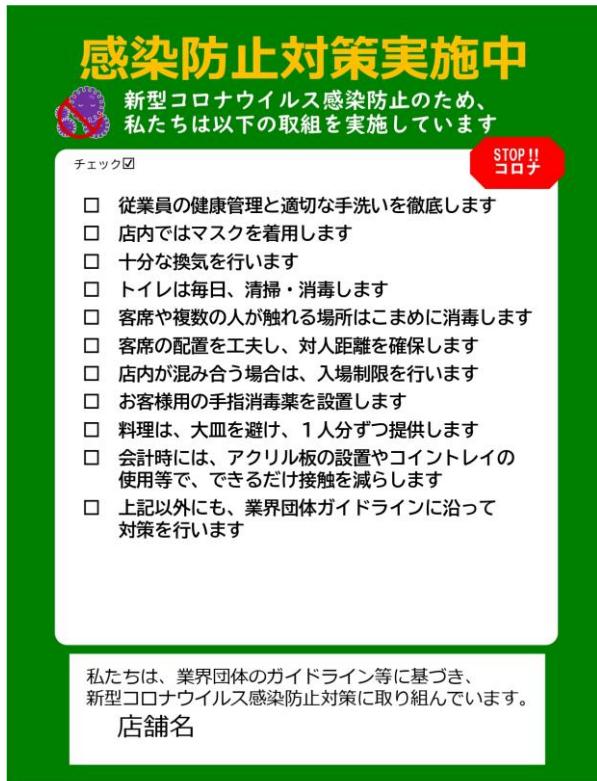
6. 食事提供施設等

- ・個室など定員が決まっているスペースについて、定員人数の半分の利用とする。
- ・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空ける、真正面の席を避けるなど、「三つの『密』」の環境を排除する。
- ・接客時等におけるマスク着用（マスクを着用していない客と直接接する場合は、目の防護具（フェイスガード等）も装着）、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動において人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。
- ・酒類の提供時間についても配慮する。

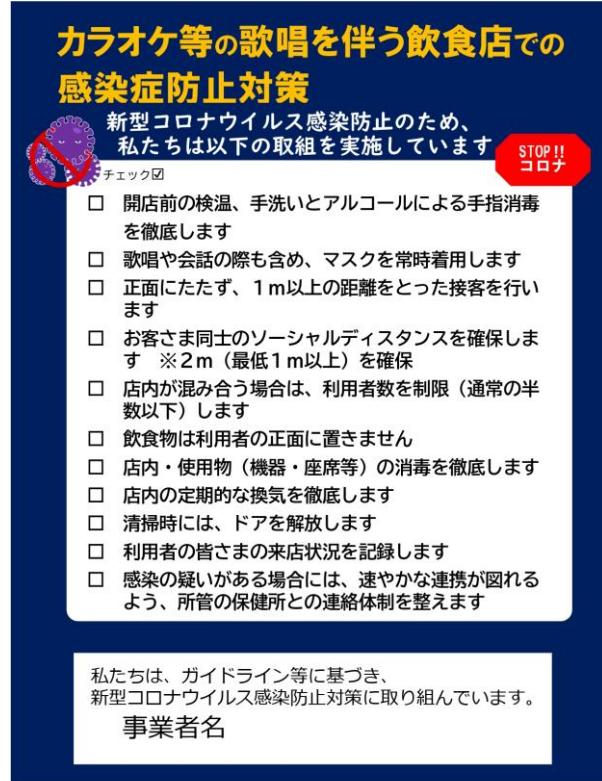
7. 運動施設、公園等

- ・マスク着用の上、人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・ロッカー、シャワー等の屋内共用施設においては、必要に応じて利用人数を制限するなど、「三つの『密』」の環境を排除する。

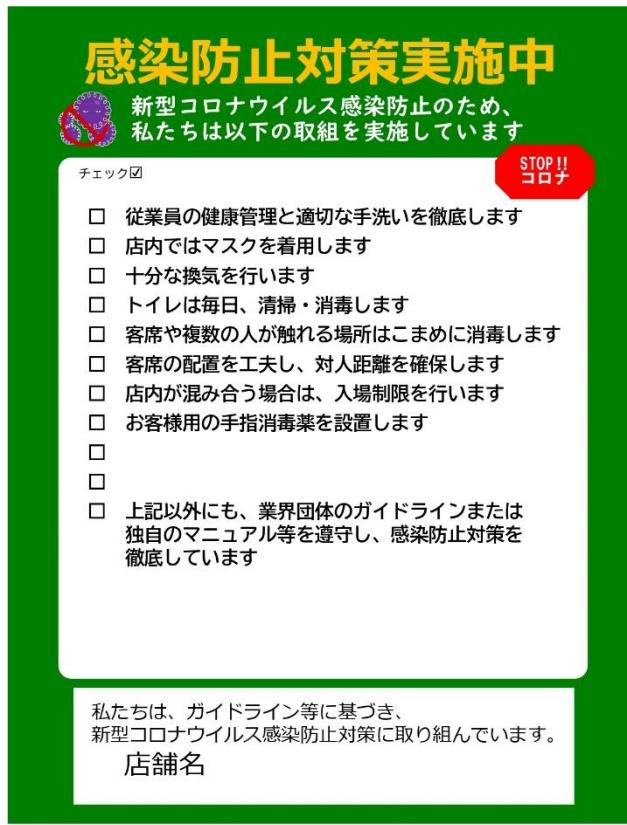
●感染防止チェックシート (飲食店用)



(カラオケ等の歌唱を伴う飲食店用)



(一般事業者用)



●安心みえる LINE 掲示例



(ご登録いただくと個別の施設名、QRコードを記載した上記のチラシをプリントいただけます)